

「障害者賃金・工賃向上モデル事業」応募要項

1 趣旨

「京都府障害者賃金・工賃向上緊急支援事業費補助金」の交付決定を受けた事業所を対象に、設備導入後の取組を専門家等が支援することにより、設備投資の効果を最大限に引き出し、持続的な工賃向上の実現を目指す。

また、本事業を通じて得られた成果やノウハウを「工賃向上モデル」として整理・発信し、府内事業所の更なる工賃向上につなげることを目的とする。

2 事業内容の例

専門家による伴走支援を実施する。支援内容の例は以下のとおり

- (1) 事業計画のブラッシュアップ
⇒事業計画について、実効性の高い計画となるよう支援
- (2) 目標・KPI の設定
⇒生産量や売上高等の目標設定について助言
- (3) リスク分析・改善
⇒事業実施に伴うリスクを整理し、その対応策について助言
- (4) 生産性向上
⇒導入設備を活用した作業工程改善等について支援
- (5) 商品・サービスの市場評価
⇒イベントや販売会等においてモニタリングを実施
- (6) 工賃向上モデル事例
⇒モデル事例として整理し、府内事業所への普及を図る。

3 対象事業所

応募できる事業所は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 「京都府障害者賃金・工賃向上緊急支援事業費補助金」の交付決定を受けた事業所であること。
- (2) 設備導入による工賃（賃金）向上を目指し、継続的な取組を行う意思があること。
- (3) 京都府及び専門家との面談、ヒアリング等に協力できること。
- (4) 成果事例の作成や公表に協力できること。

4 応募方法

下記提出物を添付し、応募先メールアドレスあて電子メール

【提出物】

- ① 応募申込書
- ② 現在の使用状況が確認できる資料（機器使用時の写真等）

【応募先及び問合せ先】

京都府健康福祉部障害者支援課

Mail shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

TEL 075-414-4600 FAX 075-414-4597

5 応募期限

令和8年9月28日（月）

6 今後の予定

令和8年10月：参加事業所決定

令和8年10月～令和9年2月：事業実施

令和9年3月：工賃向上モデル事例の取りまとめ

7 留意事項

- (1) 応募多数の場合は選考を行います。
- (2) 同一法人から複数事業所について応募可能です。
- (3) 事業実施にあたり、オンライン会議等を活用する場合があります。
- (4) 専門家派遣等に関する費用の負担はありません。
- (5) 事業実施にあたっては（特非）京都ほっとはあとセンターにご協力いただきます。